

ミヨシ電子(株) 含有・付着禁止物質管理表

2006/7/1 現在

【RoHS指令対象6物質】

定義： ミヨシ電子に直接、又は、第3者経由で納入している資材のうち、納入部材に関して、下記に記すRoHS規制物質が含有・付着していない事、ないしは、各物質毎の閾値以下である事を保証する事。(但し、適用除外での用途を除く。) 又、含有している資材については、含有量状況を、今後禁止物質の含有状況に変化が発生した場合には、都度報告する事が可能である事。

No.	CAS No.	RoHS規制物質名	閾値 (ppm)	主な適用除外用途・その他特記事項
R-01	-	カドミウム及びその化合物	100以下*2	1. 危険物質及び調剤の上市と使用の制限に関する指令79/769/EECの改正指令91/338/EECに基づき禁止された用途を除くカドミウム処理
-	-	-	5以下	- 納入部材が、プラスチック(包装材料含む)、塗料、インクの場合(印刷部分を含む)
R-02	-	鉛及びその化合物	1000以下	1. 陰極線管のガラスの中の鉛、電子部品のガラスの中の鉛、蛍光灯のガラスの中の鉛 2. 合金成分として、鋼材中の0.35wt%までの鉛、アルミ材中の0.4wt%までの鉛、および鋼材の4wt%までの鉛 3. - 高融点ハンダに含まれる鉛(85%以上の鉛を含む錫/鉛ハンダ合金) - 電子セラミック部品中の鉛(例:ピエゾエレクトロニック・デバイスなど) - サーバー、ストレージ、及びストレージ・アレイ・システムハンダに含まれている鉛(2010年まで除外) - スイッチ、シグナル、電送ネットワーク・インフラストラクチャー装置及び通信管理ネットワークのハンダに含まれる鉛
R-03	-	六価クロム及びその化合物	1000以下	1. 吸引型冷蔵庫の中のカーボン・スチール冷却システムの防錆用としての六価クロム
R-04	-	水銀及びその化合物	1000以下	1. ランプ1本あたり5mgを超えない範囲での小型蛍光灯中の水銀 2. 一般目的用の直管蛍光灯に含まれる以下の物を越えない水銀 - Halophosphate 10mg - Triphosphate with normal lifetime 5mg - Triphosphate with long lifetime 8mg 3. 特別な目的用の直管蛍光灯に含まれる水銀
R-05	-	ポリ臭化ジフェニール類 (PBBs)	1000以下	-
R-06	-	ポリ臭化ジフェニールエーテル類 (PBDEs)	1000以下	-
-	-	カドミウム・鉛・六価クロム・水銀	100以下	- 納入部材が包装材料の場合 (左記閾値は、4重金属物質の合計値)

*1 含有部位、ユニットの考え方は、JGPGSI「グリーン調達調査共通化指針―部品の構成単位」に準ずる。

*2 JIG(ジョイント・インダストリー・ガイドライン)の基準(75ppm)から、カドミウム及びその化合物の閾値を100ppmに変更した。(2006.12.1)

【レベル I : 含有・付着禁止物質】

定義： 人の健康あるいは生態系への影響が著しい物質であって、世界各国国内法で使用禁止あるいは使用制限が行なわれているものであり、製品への含有・付着を禁止する以下の物質を対象とする。仮に、納入生産材に「レベル I : 含有・付着禁止物質」が含有・付着している場合は、含有の状況(含有量・部位・理由)を記載し、万一記載しきれない場合には、添付資料にて報告が必要となる。(当社自主禁止物質も含む)

No.	CAS No.	環境リスク物質(群)	規制対象の根拠
I-01	-	アゾ化合物 (対象: 人体接触部位)	人体に持続的に触れることを前提として作られた製品の人体接触部で、特定アミンを発生する可能性があるもの。EC指令(76/769EEC)にて、使用制限を規定している。
I-02	12172-73-5	アモサイト	大気汚染防止法・環境基本法(特定粉じん指定)、安衛法及び関係規則(法製造禁止)
I-03	309-00-2	アルドリソ	化審法第1種特定(輸入禁止)、劇物取締法(劇物指定)、安衛法及び関係規則(MSDS)
I-04	72-20-8	エンドリン	化審法第1種特定(輸入禁止)、劇物取締法(劇物指定)、安衛法及び関係規則(MSDS)
I-05	12001-28-4	クロシドライト	大気汚染防止法・環境基本法(特定粉じん指定)、安衛法及び関係規則(法製造禁止)
I-06	57-74-9	クロルデン類	化審法第1種特定(輸入禁止)、劇物取締法(劇物指定)、安衛法及び関係規則(MSDS)
I-07	-	クロロトリフルオロメタンなどオゾン層保護法に規定されるCFC類	モントリオール議定書96/1/1より使用禁止、PRTR法第1種、オゾン層保護法
I-08	75113-37-0	ジ-μ-オキソ-ジ-n-ブチルスタニオヒドロキシボラン(DBB)	EC指令(76/769EEC)にて上市禁止≥0.1wt%と規定している
I-09	-	ジブロモテトラフルオロエタンなどオゾン層保護法に規定されるハロン類	モントリオール議定書96/1/1より使用禁止、PRTR法第1種、オゾン層保護法
I-10	-	ジブロモフルオロメタンなどオゾン層保護法に規定されるHBCFC類	モントリオール議定書96/1/1より使用禁止、PRTR法第1種、オゾン層保護法
I-11	-	ダイオキシン類	PRTR法特1種
I-12	60-57-1	ディルドリン	化審法第1種特定(輸入禁止)、劇物取締法(劇物指定)、安衛法及び関係規則(MSDS)
I-13	92-93-3等	4-ニトロジフェニル及びその塩	安衛法及び関係規則(法製造禁止)、EC指令(76/769EEC)にて上市禁止と規定している
I-14	542-88-1	ビス(クロロメチル)エーテル	安衛法及び関係規則(法製造禁止)
I-15	56-35-9	ビス(トリブチルスズ)オキシド	化審法第1種特定(輸入禁止)、劇物取締法(劇物指定)、PRTR法1種
I-16	74-97-5	プロモクロロメタン	モントリオール議定書02/1/1より使用禁止
I-17	118-74-1	ヘキサクロロベンゼン	化審法第1種特定物質、安衛法及び関係規則(MSDS)
I-18	87-86-5	ペンタクロロフェノール	水質汚濁防止法・環境基本法(生活項目)、PRTR法1種、安衛法及び関係規則(MSDS)、毒劇物取締法(劇物)
I-19	61788-33-8	ポリ塩化ターフェニル(PCT)	EC指令(76/769EEC)にて上市禁止≥0.01wt%と規定している

I-20	1321-65-9 1335-88-2 1321-64-8	ポリ塩化ナフタレン	化審法第1種特定輸入禁止、案衛法及び関係規則(MSDS)
I-21	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	水質汚濁防止法・環境基本法(健康項目)、PRTR法1種、化審法第1種特定(輸入禁止)、EC指令(76/769EEC)にて、上市禁止 $\geq 0.005\text{wt}\%$ と規定
I-22	-	モノメチルジクロロジフェニルメタン	EC指令(76/769EEC)にて、上市禁止と規定
I-23	99688-47-8	モノメチルジプロモジフェニルメタン(DBBT)	EC指令(76/769EEC)にて、上市禁止と規定
I-24	76253-47-8	モノメチルテトラクロロジフェニルメタン	EC指令(76/769EEC)にて、上市禁止と規定
I-25	-	水質汚濁防止法で地下水質基準設定されている有機塩素系化学物質	水質汚濁防止法(健康被害発生の恐れ)
I-26	789-02-6 50-29-3	DDT	化審法第1種特定輸入禁止、案衛法及び関係規則(MSDS)、PRTR法1種、案衛法及び関係規則(MSDS)、モンリオール議定書(96/1/1使用禁止)
I-27	-	トリブチルスズ類(TBT類) トリフェニルスズ類(TPT類)	化審法第2種特定化学物質
I-28	-	石綿類(アスベスト類)	上記前述のアモサイト・クロソドライト以外の物質が対象。案衛法及び関係規則(使用禁止)
I-29	-	短鎖型塩素化パラフィン(炭素長10~13)	EC指令(76/769EEC)(2002/45EC)、ドイツダイオキシン法令
I-30	-	放射性物質	原子炉等規正法:核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
I-31	50-00-0	ホルムアルデヒド	毒劇物取締法(劇物)、建築基準法(使用制限)、国際がん研究機関(グループ1物質)
I-32	-	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	化審法第1種特定化学物質
I-33	732-26-3	2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール	水質汚濁防止法(要調査項目にかかわる物質)、化審法第1種特定
I-34	8001-35-2	ポリクロロ-2,2-ジメチル-3-メチリデンピシクロ[2.2.1]ヘプタン(別名:トキサフェン)	水質汚濁防止法(要調査項目にかかわる物質)、化審法第1種特定、安衛法及び関係規則(名称等を通知すべき有害物)
I-35	2385-85-5	ドデカクロロ(ペンタシクロ[5.3.0.02.6.03.9.04.8]デカン)(別名:マイレックス)	水質汚濁防止法(要調査項目にかかわる物質)、化審法第1種特定
I-36	115-32-2	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名:ケルセン又はジコホル)	水質汚濁防止法(要調査項目にかかわる物質)、化審法第1種特定、PRTR法1種
I-37	87-68-3	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	水質汚濁防止法(要調査項目にかかわる物質)、化審法第1種特定、安衛法及び関係規則(名称等を通知すべき有害物)
I-38	3846-71-7	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	化審法 第1種特定化学物質へ指定されたことによる。
I-39	74-83-9	ブロモメタン(臭化メチル)	モンリオール議定書の使用禁止対象である。